

名古屋大学東洋史研究会会則

- 第一条 本会は名古屋大学東洋史研究会と称する。
- 第二条 本会は会員の研究の向上を図りその成果をひろく内外の学界に発表して東洋史学の発展に寄与することを目的とする。
- 第三条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
 - 1、会誌『名古屋大学東洋史研究報告』の発行
 - 2、研究会・討論会および講演会の開催
 - 3、その他
- 第四条 本会は本会の目的に賛同し所定の会費を納入するものを会員とする。
- 第五条 本会には次の役員をおく。任期は一年、監査委員を除き再任を妨げない。
 - 1、代表 一名 東洋史学研究室の代表者が当たり、本会を代表する。
 - 2、運営委員 五名以内、運営委員会を組織し、本会の運営にあたる。
 - 3、監査委員 一名 本会の会計を監査する。
- 第六条 総会は毎年一回代表が招集し、旧年度活動報告の承認・重要案件の議決・新年度活動方針の承認などを行い、委員を選出する。
- 第七条 本会の運営は総会で決められた方針にもとづき運営委員会が行う。運営委員会については別に定める。
- 第八条 運営委員会は、本会の運営を円滑にするため、限定された範囲内での業務を、運営委員会によって指名された協力者に委任することができる。
- 第九条 本会の運営に必要な経費は原則として会費および会誌収入によってまかなう。
- 第十条 本会の会計年度は、四月一日から三月三十一日までとする。
- 第十一条 本会の会費は年額五〇〇〇円とする。但し学生（正規学生）は年額三〇〇〇円とする。
- 第十二条 本会の事務局は名古屋大学文学部東洋史学研究室に置く。

（付則）本会則は一九七六年十一月一日より施行 二〇一九年四月二十七日改正

名古屋大学東洋史研究報告 47

2023年3月10日発行

編集兼 名古屋大学東洋史研究会
発行者 名古屋市千種区不老町名古屋大学文学部内

電話 <052>789-2230

振替 00850-5-39256

印刷者 愛知県名古屋市中区千代田2-16-38

株式会社 荒川印刷

電話 <052>262-0014